

令和5年度木材利用優良施設等コンクール 実施要領

1. 趣旨

木材は、生物由来の材料として様々な特性等を有しており、木材を活用した施設の整備を促進することにより、健康的で温もりのある快適な生活空間の形成や、二酸化炭素の排出の抑制及び建築物等における炭素の蓄積の増大を通じた地球温暖化の防止及び循環型社会の形成にも貢献することが期待される。また、持続可能な森林で伐採された木材の利用推進を図り、とりわけ国産材の需要を拡大することは、林業の再生を通じた森林の適正な整備につながり、森林の有する多面的機能の持続的な発揮や山村をはじめとする地域の経済の活性化、国際的な木材需給の逼迫への対応、脱炭素社会の実現にも資するものである。

このため、本コンクールでは、木材を活用した施設について、

- 木質資源の持続的かつ有効な活用のあり方
 - 建築物の木造化・木質化のための工夫
 - 木材利用による地球温暖化対策等への貢献
- 等を総合的に審査し、優れた施設を顕彰する。

加えて、国産材利用を顕著に推進した建築事業者等*を顕彰する。

これらにより、木材利用の一層の推進を図ることを目的とする。

*建築事業者等とは、ゼネコン、ハウスメーカー、工務店、プレカット事業者、流通事業者（製品に限る）等の事業者をいう。

2. 応募方法

(1) 以下の2部門について募集する。

① 優良施設部門

国内の建築物等施設において、全部又は一部に地域材を有効に利用して整備されたもの（木造施設や内装木質化施設、街づくり施設）。

ただし、戸建て住宅及び国が整備した施設は除く。

② 国産材利用推進部門

建築事業者等のうち、持続的な森林経営が担保された森林から産出される国産材を大量かつ安定的に利用するとともに、国産材利用の意義、良さや効果等についての紹介等国産材利用の拡大に向けた取組を積極的に行った建築事業者等。

(2) 募集は、対象となる施設の整備主体等に対して行う。

応募者は、応募様式を木材利用推進中央協議会 Webサイトからダウンロードして必要事項を記載の上、令和5年8月21日(月)までに以下の応募フォームにてWord形式のまま提出すること（8月21日提出分まで受付）。

なお、主催者及び後援者は、応募資料に記載された情報の一部及び添付写真を受賞内容の告知及び本コンクール等の広報資料として利用することができるものとし、応募者はこれに同意するものとする。

<応募フォーム>

https://www.jcatu.jp/concours_r5/index.php

※募集に関する問合せは下記メールアドレスで受け付ける
contest-2023-accept@zenmoku.jp

3. 表彰の実施

(1) 表彰対象

① 優良施設部門

審査委員会で決定された木材利用優良施設について、施主、設計者、施工者の三者を表彰する。

② 国産材利用推進部門

審査委員会で決定された建築事業者等を表彰する。

(2) 表彰の種類

表彰の種類は次のとおりとする。

① 優良施設部門

ア 特賞

(ア)内閣総理大臣賞	1点
(イ)文部科学大臣賞	1点
(ウ)農林水産大臣賞	1点
(エ)国土交通大臣賞	1点
(オ)環境大臣賞	1点
(カ)林野庁長官賞	2点程度

うち1点は、高層であって優れた施設を「先進高層分野」の施設として選定する。

(キ)木材利用推進中央協議会会長賞	2点程度
(ク)審査委員会特別賞	2点程度
計	11点程度

イ 優秀賞

50点もしくは応募数の5割のいずれか少ない方の点数（特賞を除く）

② 国産材利用推進部門

(ア)農林水産大臣賞	1点
(イ)林野庁長官賞	2点程度
(ウ)木材利用推進中央協議会会長賞	2点程度
計	5点程度

(3) 表彰の実施等

ア 表彰は、木材利用推進中央協議会が主催する木材利用推進「全国会議」で行う。

イ 賞状は、審査委員会で決定された優良施設部門の特賞施設に関わる施主、設計者、施工者（1施設に1枚）及び国産材利用推進部門の建築事業者等に対し交付する。

ウ 優良施設部門の特賞受賞作品の施主、設計者、施工者及び国産材利用推進部門の受賞者の各位に対し、イの副賞（木製）を贈呈する。

エ 開催場所は、都内とする。

オ 優良施設部門においては受賞施設の施設名、施主、設計者及び施工者の一覧を、国産材利用推進部門においては受賞事業者及び国産材利用の推進に係る取組概要をホームページや冊子により公表するとともに、施設等の写真も原則として公表する。

4. 主催者、後援等

主催者は木材利用推進中央協議会とする。また、主催者は文部科学省、農林水産省、国土交通省及び環境省並びに森林を活かす都市の木造化推進協議会に後援の申請を行うものとする。併せて、各県の木材利用推進協議会の協賛について申請するものとする。

また、（公社）国土緑化推進機構の森林ファンド助成を受けることとする。

5. 審査方法

（1）審査委員会

- ・審査委員会は、建築設計、木材利用などの学識経験者、専門家等で構成する。
- ・優良施設部門と国産材利用推進部門は、それぞれに委員会を設置する（別紙1）。

（2）審査は、優良施設部門の特賞は別紙2、国産材利用推進部門は別紙3に定める審査基準に基づき、総合判定して行い、別紙4の各賞の選定基準に基づき賞を選定する。

優良施設部門の優秀賞については、原則として、特賞に続き優れていると認められる上位の施設について50又は、応募件数が100件を下回る場合はその5割に相当する数について判定する。

6. その他

この要領に定めるものの他、必要な事項については別に定める。

令和5年度 木材利用優良施設等コンクール審査委員名簿

【優良施設部門】

(委員長)

腰原 幹雄 東京大学生産技術研究所 教授

(建築技術・まちづくり分野)

三井所 清典 公益社団法人 日本建築士会連合会 名誉会長

(林業・木材産業分野)

安藤 範親 株式会社 農林中金総合研究所 基礎研究部 部長代理

(防耐火分野)

安井 昇 NPO法人 Team Timberize 理事長

(木質住環境分野)

松原 恵理 国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林総合研究所
木材研究部門 複合材料研究領域 積層接着研究室 主任研究員

(木質空間・デザイン分野)

鈴木 恵千代 一般社団法人 日本空間デザイン協会 会長

(木質空間・デザイン分野)

北谷 明日香 一般社団法人 日本インテリアコーディネーター協会 会長

(教育環境・地域づくり分野)

長澤 悟 株式会社教育環境研究所 所長

(政府・団体)

一般社団法人 全国木材組合連合会 会長
林野庁 文部科学省 国土交通省 環境省

【国産材利用推進部門】

(委員長)

青井 秀樹 国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林総合研究所
林業経営・政策研究領域 木材利用動向分析担当チーム長

(林業技術)

塚本 愛子 公益財団法人 高知県のいち動物公園協会 常務理事(園長兼務)

(森林・林業・木材産業情勢)

辻 潔 株式会社日本林業調査会代表取締役
(隔週刊「林政ニュース」発行責任者)

(政府・団体)

一般社団法人 全国木材組合連合会 会長 林野庁

優良施設部門 審査基準

令和5年度木材利用優良施設等コンクール実施要領5の(2)に規定される優良施設部門の審査基準は次のとおりとする。

(1) 地域の木材を持続的かつ有効に活用するための工夫

- ・ 地域から安定して木材の供給を受けるための連携体制を構築しているか
- ・ 大径材、新たな木質系材料や部材の開発や使用を含め、木材資源の有効活用・高付加価値化に寄与するような取組が見られるか
- ・ 地域材を多く利用しているか（木造施設については、単位面積当たりの木材利用量及び地域材利用量）
- ・ クリーンウッド法に基づく登録木材関連事業者から合法性が確認された木材を入手し、登録木材関連事業者が施工しているか 等

(2) 建築物の木造化・木質化のための工夫

- ・ 木質構造について新たな提案がなされているか
- ・ 他の施設への普及が見込まれる木質構造を採用しているか（木造施設については、単位面積あたりの建築コスト等）
- ・ 防耐火面について提案・工夫がなされているか
- ・ 劣化対策や維持管理・更新の容易性を確保する措置が取られているか 等

(3) 木材利用による地球温暖化防止等への貢献

- ・ 当該建築物の使用に係るエネルギー効率について定量的に示しているか
- ・ 利用した木材を生産した森林における再造林等、資源循環への配慮や環境教育への活用が行われているか
- ・ 木材利用による炭素貯蔵、CO₂削減や省エネ等環境への効果を定量的に示しているか
- ・ 建築時や将来的な廃棄における廃棄物の発生の低減に配慮しているか 等

(4) デザインや快適な空間づくり等における工夫

- ・ 木材の良さが伝わる施設であるか
- ・ 他の施設への普及が見込まれる木質デザインを採用しているか
- ・ 木材の特性を活かしたデザインや利用者にとって快適な空間となるような提案がなされているか
- ・ 地域の景観や特性を踏まえたデザインを採用しているか 等

国産材利用推進部門 審査基準

令和5年度木材利用優良施設等コンクール実施要領5の(2)に規定される国産材利用推進部門の審査基準は次のとおりとする。

(1) 国産材の取扱量が顕著なことによる国産材利用の推進

- ・どのくらいの量の国産材を取り扱っているか
- ・取り扱っている木材のうち、国産材はどのくらいの割合か

(2) 持続可能な森林経営を促す国産材利用の推進

- ・調達する木材が、持続可能な森林経営を行っている森林から産出された材であることをどのように公表・発信しているか
- ・材を調達した森林が更新され持続可能な森林経営となるためにどのような取組を行っているか 等

(3) 国産材利用を促すための普及活動の推進

- ・どのような内容についてどのような媒体を通じて普及活動を行っているか
- ・普及活動の頻度はどのくらいか
- ・普及活動の効果はどのくらいか 等

(4) 計画的・持続的な国産材利用の推進

- ・国産材利用を計画的に進めるためにどのような取組を行っているか
- ・国産材利用を持続的に進めるためにどのような取組を行っているか 等

なお、以下については(1)～(4)のいずれにも適用する。

- ・取組内容に先駆性が認められるか
- ・取組内容に具体性や合理性が認められるか
- ・取組内容に創意工夫や独自性が認められるか
- ・取組内容に波及効果が期待できるか

各賞の選定基準

【内閣総理大臣賞（1点）】

優良施設部門から選定

全応募作品の中で最も高い評価を得たもの

【文部科学大臣賞（1点）】

優良施設部門から選定

木材利用による教育研究環境整備に関して優れた点が認められるもの（例：計画設計上の工夫、利用者や地域と連携した取組、環境教育の推進への寄与等）

【農林水産大臣賞（2点）】

- ・優良施設部門から1点選定

地域の木材の利用に関して特に優れた点が認められるもの（例：地域との連携体制、地域活性化、未利用資源の活用等）

- ・国産材利用推進部門から1点選定

国産材の利用推進に関して特に優れた点が認められるもの

【国土交通大臣賞（1点）】

優良施設部門から選定

木材利用技術に関して特に優れた点が認められるもの（例：新たな構造、新たな部材、低コスト・短工期、防耐火面での工夫等）

【環境大臣賞（1点）】

優良施設部門から選定

地球温暖化の防止や循環型社会の形成に関して優れた点が認められるもの（例：断熱性能に優れるなどCO₂や廃棄物の排出削減の工夫等）

【林野庁長官賞（4点程度）】

- ・優良施設部門から2点程度選定

地域の木材の利用に関して優れた点が認められるもの。このうち1点については、「先進高層分野」として高層建築として優れた点が認められるもの

- ・国産材利用推進部門から2点程度選定

国産材の利用に関して優れた点が認められるもの

【木材利用推進中央協議会会長賞（4点程度）】

優良施設部門、国産材利用推進部門から各2点程度ずつ選定

木材の利用に関してユニークな取組が認められるもの

【審査委員会特別賞（2点程度）】

優良施設部門から選定

特に推奨すべき優良な施設として審査委員の全会一致をもって認められるもの

募集対象

令和5年度木材利用優良施設等コンクール実施要領6に基づき、募集対象は次のとおりとする。

(1) 優良施設部門

過去において、当協議会の平成30年度までの「木造事例集」に未掲載のもの(令和元年度以降については受賞施設以外)であって、令和元年度以降令和5年7月までに建築された以下の施設とする。

ア 木造建築物、内装木質化施設

学校等施設、研修・多目的交流等施設、保育園等施設、展示・資料館等施設、保健・保養・ケア・病院等施設、住宅団地等施設、体育館・音楽堂等施設、庁舎・事務所等施設（商業建物施設を含む）等

イ 街づくり施設

公園遊具、モニュメント、外構施設、土木施設（木道、木柵、木橋、木製ガードレール、堰堤等）等

注：ただし、戸建て住宅及び国が整備した施設は除く。

(2) 国産材利用推進部門

次の①と②を満たすものとする。

①令和4年（または令和4年度）における国産材の利用推進に係る取組とする。

ただし、木材の利用量が次に示す量を上回る建築事業者等によるものとする。

ハウスメーカー・工務店：15千 m^3

ゼネコン：2千 m^3

プレカット事業者、流通事業者（製品に限る）等：50千 m^3

※上記利用量は丸太換算した場合の数量とする。そのため、木材製品については歩留まりを考慮すること。（換算方法は下記参照のこと）

【 <https://www.e-stat.go.jp/stat-search/file-download?statInfId=000032121754&fileKind=2> 】

②本コンクールにおいて、農林水産大臣賞を過去5年間受賞していない建築事業者等とする。

ただし、優良施設部門における受賞履歴は問わないものとする。